

12) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-36に、区域の区分は表4-2-37及び前掲の図4-2-15に示すとおりです。

調査区域において、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-38に、区域の区分は表4-2-39及び図4-2-16に示すとおりです。

調査区域において、第1号区域、第2号区域及び第3号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域及び第3号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

表4-2-36 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準(振動規制法)

項目	内容	適用除外
対象作業	別表 No. 1~4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において75dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破砕機を使用する作業	
4	ブレーカーを使用する作業	

出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)

表 4-2-37 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

（愛知県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1046 号）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1048 号）

一宮市告示第 222 号（平成 27 年 6 月 1 日）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成 24 年 3 月 30 日津島市告示第 18 号）

稲沢市告示第 29 号（平成 24 年 3 月 30 日）

愛西市告示第 40 号（平成 24 年 3 月 30 日）

弥富市告示第 25 号（平成 24 年 3 月 30 日）

あま市告示第 48 号（平成 24 年 3 月 30 日）

（三重県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域（昭和 52 年 12 月 6 日三重県告示第 728 号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域（平成 24 年 4 月 1 日桑名市告示第 64 号）

表 4-2-38 特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～4 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・ 作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式ものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-39 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

13) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-40に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表4-2-41及び表4-2-42に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域があります。調査区域における指定状況は、図4-2-18に示すとおりです。

また、水質汚濁に係る環境基準ではありませんが、水生生物の生息環境として維持することがのでましい基準として設定されている「水産用水基準」（2018年、公益社団法人 日本水産資源保護協会）は表4-2-45に示すとおりです。

表4-2-40 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-	-

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 の 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-41 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日平均値のデータをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-42 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考1. アルカリ性法とは次のものをいう。
 試料50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$COD(02mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の滴定値 (ml)
 (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml)
 $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の力価
 2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。
 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び水産 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び水産 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-43 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（河川）

ア pH、BOD、SS、DO、大腸菌数

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	直ちに達成	平成 14 年 7 月 15 日 環境省告示
庄内川等水域	日光川	全域	D	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖ベンゼンスルホン酸及びその塩

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物 B	直ちに達成	平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示
庄内川水域	日光川	全域	生物 B	5 年を超える期間で 可及的速やかに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

表 4-2-44 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（海域）

ア pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	C	5 年を超える期間で 可及的速やかに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示
	名古屋港(乙)	B	5 年以内で 可及的速やかに達成	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
	伊勢湾	A	直ちに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示

イ 全窒素、全燐

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	IV	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示
	伊勢湾(ハ)	III	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示

ウ

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	海域生物 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	海域生物 特 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾(ロ)	海域生物 特 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示

エ

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾 (全域。ただし、名古屋 港及び伊勢湾中部に係る 部分を除く。)	生物 1	-	令和 4 年 12 月 20 日 環境省告示
	名古屋港	生物 2	-	令和 4 年 12 月 20 日 環境省告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

三重県水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定一覧表（三重県ホームページ）

表 4-2-45 水産用水基準

項目	河川		湖沼		海域
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—		—
	3mg/L 以下	5mg/L 以下			
	2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)			
COD (注)	—		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域、ノリ養殖場や閉鎖性内湾沿岸域…一時保留
			4mg/L 以下	5mg/L 以下	
			2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	
全リン	—		0.1 mg/L 以下(コイ、フナ) 0.05mg/L 以下(ワサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産 1 種 0.03mg/L 以下 水産 2 種 0.05mg/L 以下 水産 3 種 0.09mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態リン 0.007~0.014mg/L
全窒素	—		1 mg/L 以下(コイ、フナ) 0.6mg/L 以下(ワサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産 1 種 0.3mg/L 以下 水産 2 種 0.6mg/L 以下 水産 3 種 1.0mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素 0.07~0.1mg/L ワカメ養殖の最低濃度無機態窒素 0.028mg/L
DO	6mg/L 以上(サケ、マス、アユには 7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季低層で最低限維持すべき濃度…4.3mg/L(3mL/L)
pH	6.7~7.5				7.8~8.4
	(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)				
懸濁物質 (SS)	1. SS 25mg/L 以下(人為的に加えられる SS 5mg/L 以下) 2. 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。 3. 日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。		サケ、マス、アユ	SS 1.4mg/L 以下 透明度 4.5m 以上	人為的に加えられる SS 2mg/L 以下 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。
			温水性魚類	SS 3.0mg/L 以下 透明度 1.0m 以上	
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。				
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと。				
大腸菌群数	1,000MPN/100mL 以下(生食用のカキ飼育: 70MPN/100mL 以下)				
油分	水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められないこと。				
有害物質	有害物質の基準値は、別表 1~5 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。				
底質	有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。				(乾泥として)COD 20mg/g 以下 硫化物 0.2mg/g 以下 n-ヘキサン抽出物質 0.1%以下
	1. 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。				
	2. 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号)に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。				
3. ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。					

注) 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値=酸性法 COD 値×0.6)

出展: 「水産用水基準(2018 年版)」(平成 30 年 1 月 公益社団法人 日本水産資源保護協会)

(別表1) 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	-
シマジン	0.003	-
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注) - : 基準値が設定されていない。

(別表2) 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	水産用水基準	
	淡水域	海域
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと

(別表3) 要監視項目として定められている有害物質の基準値

項目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
クロロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシシン銅	0.006	-
クロロタロニル(TPN)	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	-
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003
イプロベンホス(IBP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注) - : 基準値が設定されていない。

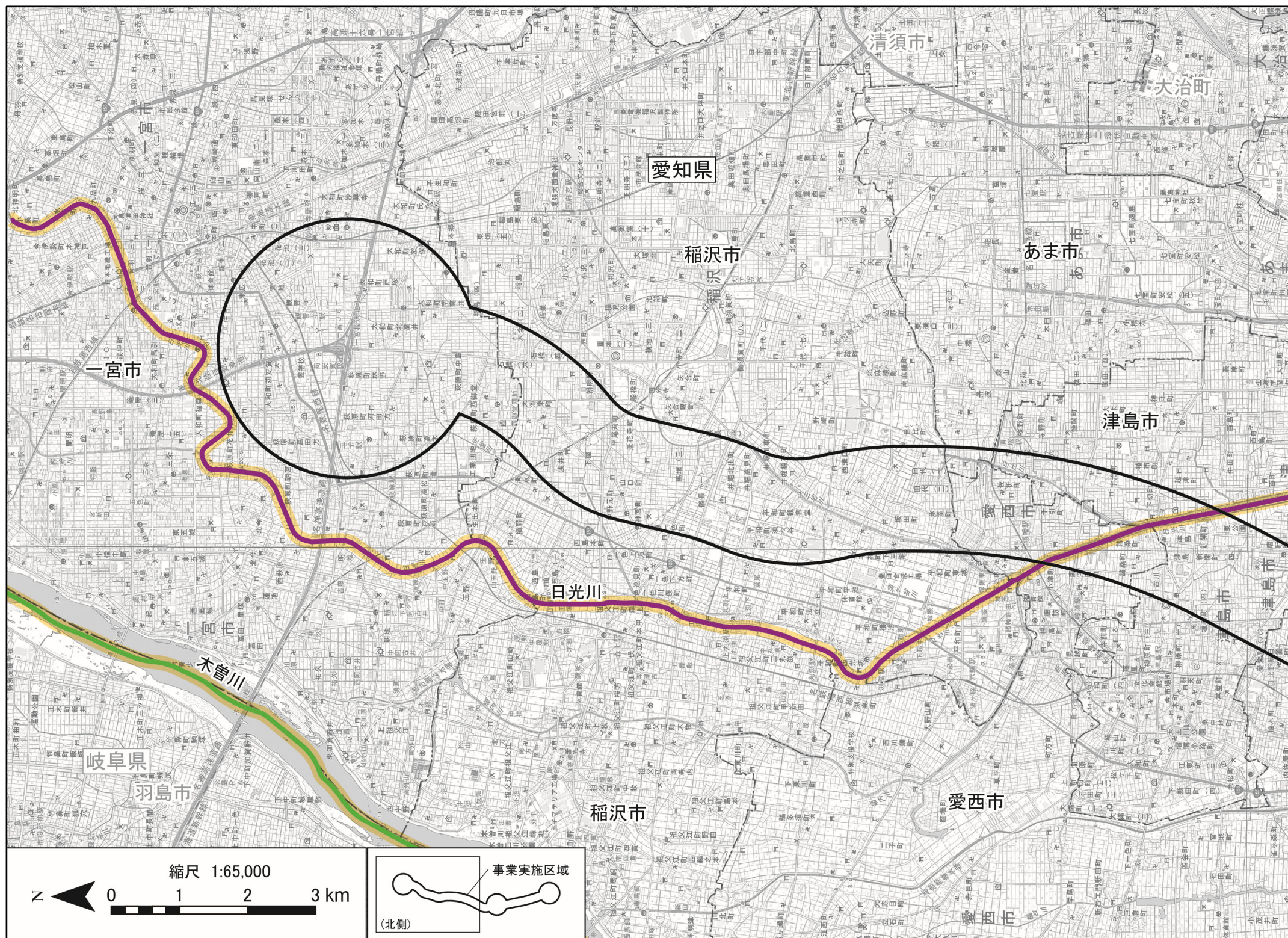
(別表4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

項目	水産用水基準[pgTEQ/L]	
	淡水域	海域
ダイオキシン類	1	1

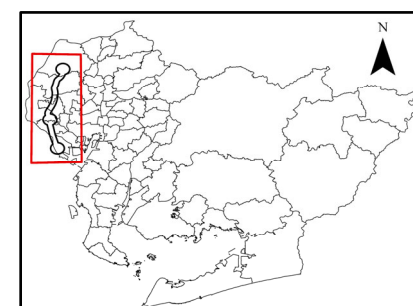
(別表5) 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値

項目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ[a]ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	-	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注) - : 基準値が設定されていない。



- 凡例
- 事業実施区域
 - 県界 - - - - 市町村界
- BOD・COD等に関する類型
- 類型A（河川）
 - 類型D（河川）
 - 類型A（海域）
 - 類型B（海域）
 - 類型C（海域）
- 全窒素・全磷に関する類型
- ▨ 類型Ⅲ（海域）
 - ▨ 類型Ⅳ（海域）
- 全亜鉛等に関する類型
- 類型生物B（河川）
 - ▨ 類型生物特A（海域）
 - ▨ 類型生物A（海域）
- 底層溶存酸素量に関する類型
- ◉ 類型生物1（海域）
 - ◉ 類型生物2（海域）



縮尺 1:65,000

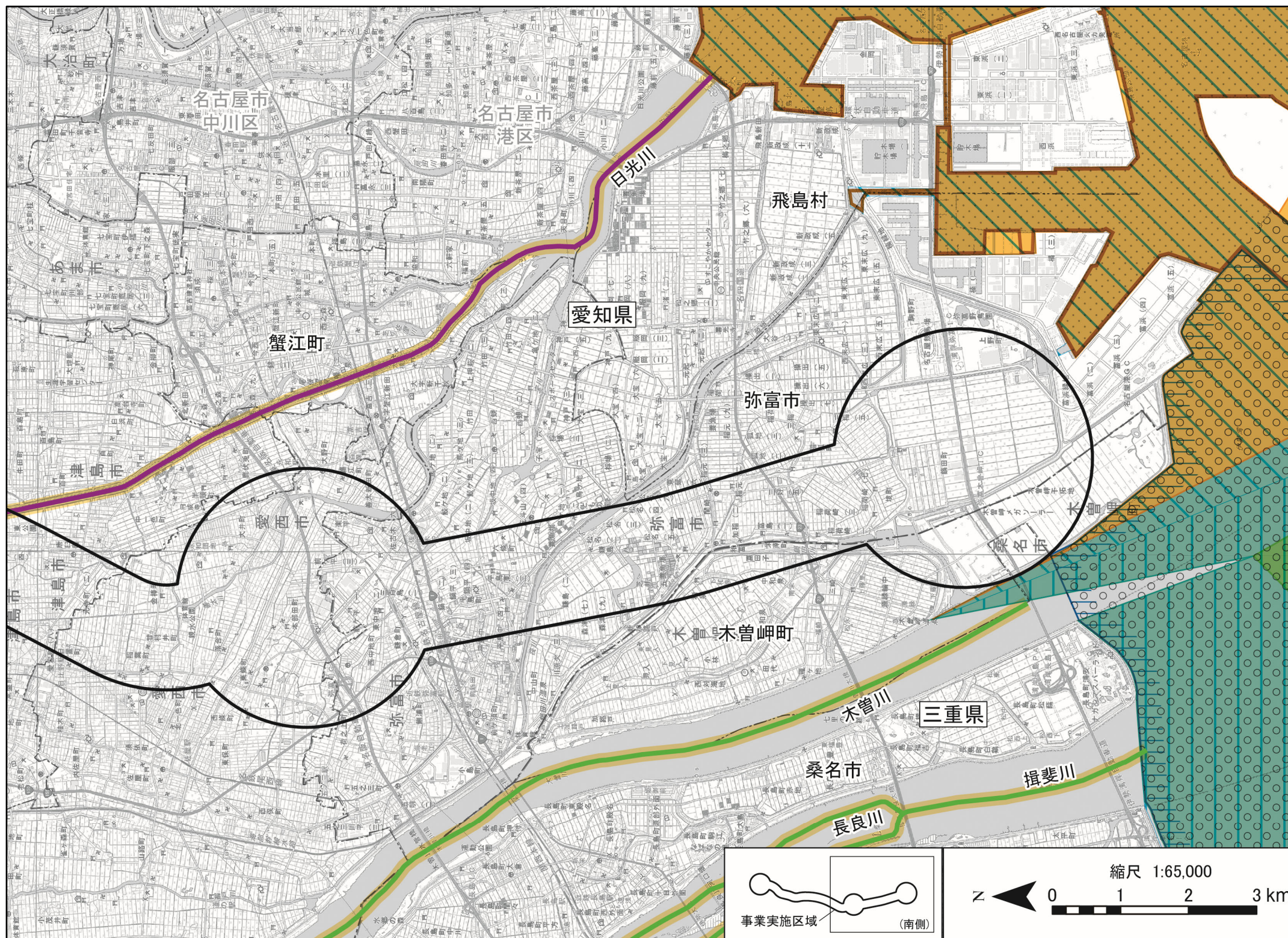
0 1 2 3 km

事業実施区域

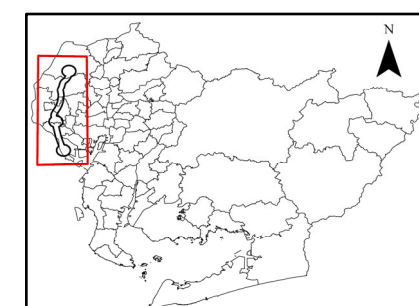
(北側)

出典：「愛知県 BOD・COD 等に関する環境基準類型指定概況(令和5年2月末現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県 全窒素・全りんに関する環境基準類型指定概況(令和5年2月末現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県 全亜鉛等に関する環境基準類型指定概況(令和5年2月末現在)」(愛知県ホームページ)
「底層溶存酸素量に係る環境基準の類型指定状況図(2025年11月現在)」
「(三重県)公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」(三重県ホームページ)

図 4-2-18(1) 水質類型指定状況図



- 凡例
- 事業実施区域
 - 県界 - - - - 市町村界
- BOD・COD等に関する類型
- 類型A (河川)
 - 類型D (河川)
 - 類型A (海域)
 - 類型B (海域)
 - 類型C (海域)
- 全窒素・全磷に関する類型
- 類型Ⅲ (海域)
 - 類型Ⅳ (海域)
- 全亜鉛等に関する類型
- 類型生物B (河川)
 - 類型生物特A (海域)
 - 類型生物A (海域)
- 底層溶存酸素量に関する類型
- 類型生物1 (海域)
 - 類型生物2 (海域)



出典：「愛知県 BOD・COD 等に関する環境基準類型指定概況(令和5年2月末現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県 全窒素・全りんに関する環境基準類型指定概況(令和5年2月末現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県 全亜鉛等に関する環境基準類型指定概況(令和5年2月末現在)」(愛知県ホームページ)
「底層溶存酸素量に係る環境基準の類型指定状況図(2025年11月現在)」
「(三重県)公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」(三重県ホームページ)

図 4-2-18(2) 水質類型指定状況図

14) 水質汚濁防止法の第三条第一項の規定により定められた排水基準及び排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第1項の排水基準の規定に基づき定められた排水基準は、表4-2-46(1)～(2)に示すとおりです。

なお、調査区域において同法第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域は、愛知県条例により、木曾川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。新設の工場又は事業場についての上乗せ排水基準は、表4-2-47(1)～(2)に示すとおりです。また、三重県条例により、木曾川を含む「第一種水域」及び揖斐川、長良川を含む「第二種水域」に設定されています。新設の特定事業場についての上乗せ排水基準は、表4-2-48(1)～(2)に示すとおりです。

表 4-2-46(1) 排水基準の基準値（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1 mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.2mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3 mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg
備考1)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）、令和6年改正

表 4-2-46(2) 排水基準の基準値（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
浮遊物質	1Lにつき 200mg（日間平均 150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	1Lにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	1Lにつき 30mg
フェノール類含有量	1Lにつき 5mg
銅含有量	1Lにつき 3mg
亜鉛含有量	1Lにつき 2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき 10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき 10mg
クロム含有量	1Lにつき 2mg
大腸菌数	1mlにつき 日間平均 800CFU
窒素含有量	1Lにつき 120mg（日間平均 60mg）
磷含有量	1Lにつき 16mg（日間平均 8mg）
備考1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7) 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 4-2-47(1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（木曾川水域）

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種	有害物質の 種類及び 許容限度	項目及び許容限度					
		鉛及び その化合物	生物化学的 酸素要求量	浮遊 物質質量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール類 含有量	銅含 有量
					鉍油類	動植物 油脂類		
新設の 工場 又は 事業場	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	鉛 0.5	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	—	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—
	旅館業	—	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—
	し尿処理施設を有するもの	—	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を有するもの	—	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—

注) ()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-47(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（名古屋港・庄内川等水域）

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種	有害物質の 種類及び 許容限度	項目及び許容限度								
		シアン 化合物	生物化学 的酸素 要求量	化学的 酸素 要求量	浮遊 物質 量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有 量	銅含有 量		
						鉱油 類	動植物 油脂類				
新設の 工場 又は 事業場	下水道処 理区域に 所在する もの	全業種	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	
	その他の 地域に所 在するも の	全業種（畜産農業及びサー ビス業（豚房施設、牛房施 設又は馬房施設をその業の 用に供するものに限 る。）、食料品製品業（ビ ール製造業及び冷凍調理食 品製造業を除く。）、繊維 工業、繊維製品製造業、鉄 鋼業、旅館業、廃油処理施 設を有するもの、し尿処理 施設を有するもの並びに下 水道終末処理施設を有する ものを除く。）	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	
		畜産農業又はサービス業 （豚房施設、牛房施設又 は馬房施設をその業の用 に供するものに限る。）	—	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	
		食料品製 造業（ビ ール製造 業及び冷 凍調理食 品製造業 を除く。）	—	50 (40)	40 (30)	30 (20)	—	10	—	—	
		野菜又は果実を原料とす る保存食料品製造業	—	50 (40)	40 (30)	40 (30)	—	10	—	—	
		動植物油脂、でん粉、ぶ どう糖又は水あめの製造 業	—	50 (40)	40 (30)	50 (40)	—	10	—	—	
		その他	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—	
		繊維工業又は繊維製品製造業	—	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—	
		鉄鋼業	1日当たりの平均的な排 出水の量が10万m ³ 以上 のもの	シアン 0.5	25 (20)	20 (15)	30 (20)	2	—	0.5	1
			1日当たりの平均的な排 出水の量が20m ³ 以上10 万m ³ 未満のもの	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	—	0.5	1
		旅館業	—	—	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—
		廃油処理施設を有するもの	—	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	1	10	0.5	1
		し尿処理施設を有するもの	—	—	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—
		下水道終末処理施設を有するもの	—	—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—

注)「項目及び許容限度」の()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-48(1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（第一種水域）

単位：mg/L

工場又は事業場		新設の特定事業場 (昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置)
項目	業種	許容限度
pH（水素イオン濃度） 但し、海域に排出されるもの	全業種	5.8 以上
		8.6 以下
BOD（生物化学的酸素要求量）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (100)
	2. 全業種（1 の業種を除く）	25 (20)
COD（化学的酸素要求量）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (100)
	2. 全業種（1 の業種を除く）	25 (20)
SS（浮遊物質）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (100)
	2. 全業種（1 の業種を除く）	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	全業種	— (1)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	全業種	— (10)
フェノール類含有量	全業種	1
銅含有量	全業種	1

注1) この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。

注2) 「許容限度」の()内は日間平均を示す。

出典：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

表 4-2-48(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（第二種水域）

単位：mg/L

工場又は事業場		新設の特定事業場 (昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置)
項目	業種	許容限度
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		
	全業種	5.8 以上 8.6 以下
BOD（生物化学的酸素要求量）		
	1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75 (55)
	2. 全業種（1 の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130 (100)
COD（化学的酸素要求量）		
	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75 (55)
	2. 全業種（1 の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130 (100)
SS（浮遊物質）		
	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業、石油化学工業（石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く）	140 (110)
	2. 熱硬化性樹脂製造業	110 (90)
	3. 化学工業（石油化学工業を除く）	180 (140)
	4. 全業種（1. 2. 及び 3 の業種、毛紡績業（洗毛を行うものに限る）、石油精製業ならびにパルプまたは紙加工業を除く）	130 (100)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		
	石油化学工業	— (1)
フェノール類含有量		
	全業種	1
銅含有量		
	全業種	1

注1) この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動物植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が400m³以上である特定事業場に係る排水水について適用します。

注2) 「許容限度」の()内は日間平均を示す。

出典：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

15) 水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定に基づく指定地域

調査区域のすべての市町村は、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第4条の2第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域(指定地域)に定められています。

16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質の汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表4-2-49に示すとおりです。

表 4-2-49 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

17) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表4-2-50に示すとおりです。

表4-2-50 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき、0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

18) 土壌汚染対策法第六条第一項及び第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域は、表4-2-51に示すとおり7件存在しています。また、同法第6条第1項の規定に基づく要措置区域は存在していません。

事業実施区域において形質変更時要届出区域が1件存在しています。

形質変更時届出区域の位置は図4-2-19に示すとおりです。

表 4-2-51 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定状況

行政区分	指定番号	指定年月日	所在地	面積	指定に係る特定有害物質	
愛知県	稲沢市	形-22	平成31年2月22日	稲沢市祖父江町本甲大溝47番2、48番、49番1、73番1、73番2、74番1、75番1、75番2、75番3、76番1、76番2、77番1、78番1、79番、83番及び84番1の各一部	1,200.0m ²	鉛及びその化合物(溶出)
		形-45	令和4年12月27日	稲沢市高重西町37番1の一部	732.02m ²	砒素及びその化合物(溶出)
		形-53	令和5年7月25日	稲沢市菱町1番1の一部	392.45m ²	六価クロム化合物(溶出)
	愛西市	形-7	平成24年2月21日	愛西市諸桑町塩田22番及び22番4の各一部	3,461.1m ²	鉛及びその化合物(溶出)
	弥富市	形-2	平成22年9月24日	弥富市曙二丁目12番、13番、14番、15番及び16番の各一部	67,935m ²	砒素及びその化合物(溶出)
	飛島村	形-埋管-6	令和3年4月23日	飛島村東浜三丁目5番3の一部	99.14m ²	トリクロロエチレン(溶出)
三重県	木曾岬町	指定-2号	平成22年9月17日	木曾岬町新輪二丁目11番の一部、12番、13番、17番の一部、18番の一部、19番の一部	95,431m ²	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

注) 指定番号は各資料における番号を記載している。

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）

「三重県内における要措置区域等の指定状況」（三重県ホームページ）